

◆加古川市中小企業融資制度◆

融資種類	一般融資	小規模企業支援融資	創業支援融資
利用頂ける方	市内に住所または主たる事業所を有する中小企業者		市内で創業する個人又は法人
NPO 法人の取扱い	○	× (医業を主たる事業とする場合は除く)	×
申込要件	市税を滞納していないこと		
		次のいずれにも該当する者 A) 従業員数が20人(商業又は宿泊業及び娯楽業を除くサービス業は5人)以下 B) 保証協会の保証付融資残高と融資申し込み金額の合計が2,000万円以下	次のいずれかに該当する者 A) 事業を営んでいない個人で1ヵ月以内に新たに事業を開始する方又は2ヵ月以内に新たに会社を設立する方(※) B) 事業を営んでいない個人が事業を開始し、事業開始後5年以内の方 C) 事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年以内の会社 D) 分社化を計画する会社又は設立後5年以内の分社化された会社 ※特定創業支援事業を受けた場合は6ヵ月以内
資金使途	運転・設備 (運転資金：商品・原材料の仕入れ、手形決済、人件費の支払いなど) (設備資金：機械・車両の購入、工場・店舗の建築など(要見積書))		運転・設備 (事業開始前に必要な資金を含む)
融資限度	3,000万円	1,250万円	1,000万円 (特定創業支援事業による支援を受けた場合は1,500万円)
融資期間	7年(内6ヶ月据置可)		7年(内1年据置可)
融資利率	年1.5%	年1.4%	年0.7%
返済方法	原則、元金均等分割払い	元金均等分割払い又は一時払い	原則、元金均等分割払い
保証人	取扱金融機関又は信用保証協会の定めるところによる	信用保証協会の定めるところによる	
担保	取扱金融機関又は信用保証協会の定めるところによる	信用保証協会の定めるところによる	不要
信用保証	原則必要	必要 全国統一の保証制度「小口零細企業保証」	必要
その他	—	必要保証料の1/2を市が負担	